

令和5年第2回長南町議会定例会

議事日程(第1号)

令和5年6月7日(水曜日)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
日程第 3 会期決定の件
日程第 4 諸般の報告
日程第 5 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
日程第 6 請願第2号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
日程第 7 議案第1号 スケートパーク長南の設置・管理及び運営に関する条例の制定について
日程第 8 議案第2号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9 議案第3号 工事請負契約の締結について
日程第10 議案第4号 令和5年度長南町一般会計補正予算(第2号)について
日程第11 議案第5号 監査委員の選任につき同意を求めるについて
日程第12 議案第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて
日程第13 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	太	田	久	之	君	2番	鈴	木	ゆ	き	こ	君
3番	宮	崎	裕	一	君	4番	河	野	康	二	郎	君
5番	岩	瀬	康	陽	君	6番	御	園	生		明	君
7番	松	野	唱	平	君	8番	森	川	剛	典	君	
9番	板	倉	正	勝	君	10番	加	藤	喜	男	君	

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 平野貞夫君 副町長 佐久間静夫君

教 育 長 糸 井 仁 志 君 総 務 課 長 仁 茂 田 宏 子 君
企 画 財 政 課 長 河 野 勉 君 稅 務 住 民 課 長 江 澤 卓 哉 君
福 祉 課 長 長 谷 英 樹 君 健 康 保 險 課 長 金 坂 美 智 子 君
生 活 環 境 課 長 三 上 達 也 君 産 業 振 興 課 長 石 川 和 良 君
建 設 課 長 高 德 一 博 君 ガ ス 課 長 今 関 裕 司 君
教 育 課 長 三 十 尾 成 弘 君 教 育 課 主 幹 德 永 哲 生 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 今 井 隆 幸 書 記 山 本 裕 喜

○議長（松野唱平君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、町長から挨拶がございます。

平野町長。

[町長 平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君） おはようございます。

本日は、令和5年第2回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には、公私ともにご多用の中、ご出席をいただきありがとうございます。

先日の長南町新庁舎完成記念式典には、ご臨席を賜り御礼申し上げます。

台風2号は全国各地に甚大な被害をもたらしました。被災された皆様には心からお見舞い願い申し上げます。

本町でも大雨情報による対策には全庁を挙げて取り組んだところであります、大きな被害もなかったことからほっとしているところであります。

スケートパーク長南でございますが、4月29日にオープンし、5月21日にはオープニングイベントを開催しました。イベントには多くの方々が来場され、町内の子供たちによる体験会、プロスケーターによるデモンストレーションや、参加者が技を競うコンテストなどが行われ、会場がにぎわっていました。

今後は、社会体育施設として、スポーツ振興と青少年の健全育成を図るとともに、町の新たな地域交流の場となることを期待しています。

ここで、令和4年度の各会計決算概要につきまして、現在調整中ではございますが、ご報告申し上げます。

一般会計では、歳入総額は66億1,300万円、歳出総額は62億2,100万円、歳入歳出差引額は3億9,200万円程度となり、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支は2億7,800万円程度と見込んでおります。

次に、国民健康保険特別会計をはじめ5つの特別会計につきましては、合計で申し上げますと、歳入総額は27億4,500万円、歳出総額は25億9,300万円、歳入歳出差引額は1億5,200万円程度と見込んでおります。

また、ガス事業会計では、売上高5億9,300万円程度を見込んでいるところでございます。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件は、条例議案2件、工事請負契約の締結1件、補正予算1件、人事案件2件、合わせまして6議案でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（松野唱平君） ただいまから令和5年第2回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程は、お手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松野唱平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

3番 宮 崎 裕 一 君

4番 河 野 康二郎 君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（松野唱平君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

森川議会運営委員長。

〔議会運営委員長 森川剛典君登壇〕

○議会運営委員長（森川剛典君） ご指名をいただきましたので、会期日程等の議会運営について、議会運営委員会の報告をいたします。

本定例会に付議される事件は、条例の制定1件、条例の一部改正1件、工事請負契約の締結1件、補正予算1件、監査委員の選任1件、固定資産評価審査委員会委員の再任1件の計6議案が議題とされているほか、請願2件が予定されております。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日7日から9日までの3日間とすることに決定いたしました。

また、一般質問は6人の議員が行うことになっており、質問順位1番から4番まで7日に行い、5番から6番までを8日に行うことといたしました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付しました令和5年第2回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。これをよくご覧になっていただきたいと思います。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松野唱平君） ここで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（松野唱平君） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日7日から9日までの3日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日7日から9日までの3日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松野唱平君）　日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案6件の送付があり、これを受理しましたので報告します。

なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

また、本日までに受理した請願は2件であり、お手元に配付した請願文書表のとおりです。

次に、本定例会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました令和5年4月分の例月出納検査結果、次に、地方自治法施行令第145条第1項の規定による令和4年度長南町継続費繰越計算書及び同法施行令第146条第2項の規定による令和4年度長南町繰越明許費繰越計算書の報告、並びに議長等が出席した主な会議報告については、お手元に配付した印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎請願第1号、請願第2号の上程、討論、採決

○議長（松野唱平君）　日程第5、請願第1号　「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採決に関する請願から、日程第6、請願第2号　「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採決に関する請願を一括議題とします。

お諮りします。

請願第1号及び請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君）　異議なしと認めます。

よって、請願第1号及び請願第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、請願第1号　「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採決に関する請願についての討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

お諮りします。

採決の方法については、表決システムにより採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君）　異議なしと認めます。

したがって、採決の方法については表決システムにより採決いたします。

これから請願第1号を表決システムにより採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） なしと認めます。

本請願は賛成全員です。

よって、請願第1号については採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第2号を表決システムにより採決いたします。

請願第2号を採択することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

[表決ボタンにより表決]

○議長（松野唱平君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） なしと認め、確定します。

本請願は賛成全員です。

よって、請願第2号については採択することに決定いたしました。

◎議案第1号～議案第6号の上程、説明

○議長（松野唱平君） 日程第7、議案第1号 スケートパーク長南の設置・管理及び運営に関する条例の制定についてから、日程第12、議案第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平野町長。

[町長 平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君） 議案第1号から第6号までの議案について、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第1号 スケートパーク長南の設置・管理及び運営に関する条例の制定についてでございますが、本案は、スポーツの振興及び青少年の健全育成を図るために設置したスケートパーク長南の管理及び運営を定める条例を新たに制定しようとするものでございます。

次に、議案第2号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案

は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和5年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第3号 工事請負契約の提携締結についてでございますが、本案は、旧長南町役場庁舎の解体に係る工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第4号 令和5年度長南町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、本補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金及び県で実施する子どもの成長応援臨時交付金に要する経費を追加するもので、歳入歳出予算それぞれに3,231万3,000円を追加し、予算の総額を48億4,449万8,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第5号 監査委員の選任につき同意を求めるについてでございますが、本案は、現委員の石橋弘道氏の任期が本年6月23日をもって満了となることから、引き続き同氏を委員に選任いたたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

最後に、議案第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについてでございますが、本案は、現委員の西野秀樹氏の任期が本年6月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を委員に選任いたたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上が本定例議会に提案しております6議案の概要でございます。

詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで提案理由の説明は終わりました。

議案第1号の内容の説明を求めます。

三十尾教育課長。

〔教育課長 三十尾成弘君登壇〕

○教育課長（三十尾成弘君） それでは、議案第1号について説明を申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

議案第1号 スケートパーク長南の設置・管理及び運営に関する条例の制定について。

スケートパーク長南の設置・管理及び運営に関する条例を次のように制定する。

令和5年6月7日提出、長南町長、平野貞夫。

参考資料の1ページをご覧ください。

まず、制定の趣旨でございますが、スポーツの振興及び青少年の健全育成を図るために設置したスケートパーク長南の管理及び運営を定める条例を制定するものでございます。

次に、制定の内容でございますが、議案書2ページをご覧ください。

第2条、名称及び位置でございますが、名称はスケートパーク長南、位置については長南町長南770番地1、旧長南小学校の町が管理しているグラウンドの一部でございます。

第4条、開場の時間は教育委員会規則で別に定めるものとし、午前9時から日没までを考えております。

第5条、休場日につきましては12月29日から翌年1月3日までとして、天候や施設のメンテナンスなどの事

情を想定し、ただし書を設けております。

議案書3ページをご覧ください。

第8条では、目的外使用の禁止を定めております。

第10条、使用料でございますが、使用者は別表に定める使用料を前納しなければならない。

5ページのほうをご覧いただきたいと思います。

別表のほうですが、個人使用の町内の方、在住者は無料といたしました。個人使用の町外の方につきましては、一般は1人1回300円、高校生以下は1人1回200円としました。この使用単位1人1回は、受付で使用料を納付した使用者は、使用当日の開場時間内であれば、一時退出後に再入場しても新たに費用は発生しないものとしたものでございます。

専用使用につきましては、大会等のイベントを想定しておりますが、1人1時間当たり500円といたしました。

3ページに戻っていただき、第13条、指定管理者による管理から、4ページの第15条、利用料までは、今後、指定管理者への移行を考えておりますので、条文のほうに明記したものになります。

附則といたしまして、この条例は令和5年7月1日から施行するもので、経過措置といたしまして、指定管理者への移行前の教育委員会に対してなされた申請、その他の行為は、指定管理者に対してなされた申請、その他の行為とみなすものでございます。

難解な説明でございますが、以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。

ご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第1号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第2号の内容の説明を求めます。

金坂健康保険課長。

〔健康保険課長 金坂美智子君登壇〕

○健康保険課長（金坂美智子君） それでは、議案第2号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書6ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第2号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月7日提出、長南町長、平野貞夫。

内容につきましては、参考資料を中心に説明させていただきます。

参考資料の3ページをお開きいただきたいと存じます。

今回の改正は、大きく3点ございます。まず1点目でございますが、課税限度額の引上げでございまして、第2条及び第21条関係の改正をお願いするものであります。2点目は、軽減判定所得の見直しで、第21条の改正でございます。3点目は、雇用保険法施行規則の改正に伴う特例対象被保険者等に係る届出に関する改正でございまして、第22条の改正をお願いするものでございます。

1の改正の趣旨でございますが、令和5年度税制改正大綱におきまして、保険税負担の公平性の確保及び中

低所得層の保険税の負担軽減を図る観点から、国民健康保険税の課税限度額を見直すとともに、経済動向等を踏まえ、保険税軽減の対象世帯に係る所得判定基準を見直す等のため、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第24号）が令和5年4月1日施行されたことに伴い、長南町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、課税限度額の引上げは、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円から22万円に改正するものであり、最高限度額は104万円となります。課税限度額を引き上げたことにより影響を受ける世帯は15世帯、それに伴う税収の影響額は約29万5,000円增收の見込みとなります。

次に、国民健康保険税の軽減判定所得の見直しでございますが、5割軽減の対象となる判定所得については、被保険者数に乗ずる金額を28万5,000円から29万円に、2割軽減の対象となる判定所得については、被保険者数に乗ずる金額を52万円から53万5,000円に引き上げるものでございます。判定所得基準を引き上げたことによる影響でございますが、新たに5割軽減の対象となるのは1世帯1名、新たに2割軽減の対象となるのは9世帯16名でございまして、改正後の国民健康保険税については約19万7,000円の減の影響となる見込みです。

7割軽減につきましては、変更はございません。

続きまして、資料の4ページをご覧ください。

雇用保険法施行規則の改正に伴う特例対象被保険者等に係る届出に関する改正でございます。現在、特例対象被保険者等の届出に当たり、雇用保険受給者証の提示により対象の確認を行っておりますが、雇用保険法施行規則の一部改正により同様の内容を記載した雇用保険受給資格通知が公共職業安定所から発行されることになったことに伴い、提示書類として明記するものでございます。

また、附則の改正につきましては、公的年金等に係る国民健康保険税の課税の特例等について、対応する法令の規定の書きぶりと合わせるものでございます。

施行の日は、公布の日から施行とし、改正後の長南町国民健康保険税条例の規定は令和5年4月1日から適用させていただき、令和4年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前のとおりとさせていただくものでございます。

5ページ以降につきましては新旧対照表となりますので、後ほどご覧ください。

なお、5月31日開催の長南町国民健康保険運営協議会におきまして説明させていただき、ご承認をいただきましたことを申し添えさせていただきます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第2号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明といたします。

ご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第2号の説明は終わりました。

次に、議案第3号の内容の説明を求めます。

仁茂田総務課長。

〔総務課長 仁茂田宏子君登壇〕

○総務課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第3号 工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

お手元の議案書、8ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第3号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月7日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、1の工事名といたしましては、旧長南町役場庁舎解体工事でございます。

2の契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札により落札者と契約をするものでございます。

3の契約金額につきましては9,724万円でございます。

4の契約の相手方でございますが、住所は千葉県長生郡一宮町一宮3178番地、名称は片岡工業株式会社、代表者は代表取締役、片岡暉雄でございます。

参考資料、14ページから16ページをご覧いただきたいと存じます。

工期につきましては、本契約日の翌日から210日間でございまして、本契約日が6月9日の場合は、工期の期限は令和6年1月5日となります。

工事の概要でございますが、旧庁舎及び連絡廊下の面積2,058.8平方メートルの解体の工事及び附帯工事といたしまして、既設キュービクル撤去、浄化槽解体撤去、2階接続口撤去、胸像移設工事でございます。

なお、入札関係でございますが、入札参加者の資格要件は、4月26日に開催いたしました長南町建設工事等指名業者選定審査会において、本町の建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載され、県内に本店、支店、営業所があり、解体工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受け、実績がある、制限付き一般競争入札といたしました。

5月2日に入札実施の公告を行い、6月1日に開札を行ったところでございます。入札参加者は7者であり、最低価格の入札者であります片岡工業株式会社を落札者として決定し、6月2日付で仮契約を締結しております。この議会の議決をいたいたいた後に、本契約とさせていただくものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第3号 工事請負契約の締結についての内容の説明とさせていただきます。

ご審議をいただきまして、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） ここで議案第3号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第4号の内容の説明を求めます。

河野企画財政課長。

〔企画財政課長 河野 勉君登壇〕

○企画財政課長（河野 勉君） それでは、議案第4号 令和5年度長南町一般会計補正予算（第2号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

別冊の補正予算書、1ページをお開きください。

議案第4号 令和5年度長南町一般会計補正予算（第2号）。

令和5年度長南町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,231万3,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ48億4,449万8,000円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和5年6月7日提出、長南町長、平野貞夫。

2ページをお願いいたします。

2ページから3ページまでが、第1表、歳入歳出予算補正となります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費では、1目社会福祉総務費、11節役務費で、国庫補助金である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、以降、コロナ交付金と申しますが、これを活用した事務事業の追加として、物価高騰の負担が大きい低所得者への負担軽減を図るため、住民税非課税世帯への低所得世帯支援事業としまして、1世帯当たり3万円の給付金を支給する際の郵便料としまして13万5,000円及び口座振込手数料とし14万9,000円を追加し、12節委託料でシステム運用業務委託料84万円を追加し、18節負担金補助及び交付金で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金として、給付額3万円を800世帯に給付する内容で、2,400万円の追加をお願いするものでございます。

特定財源につきましては、国庫補助金の社会福祉費補助金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,512万4,000円を充てさせていただくものでございます。

続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、事業ごとにご説明をさせていただきますが、まず県事業分としまして、子どもの成長応援臨時給付金ということで、県独自で、物価高騰の影響を踏まえ、小学校1年生から中学校3年生までの習い事や体験活動などに係る経費の一部負担を県独自に行う事業、そして県独自で行われる子どもの成長応援臨時給付金の対象が小学生から中学校3年生までとの内容に鑑み、県の該当になつてない未就学児に対して、町の事業分として、コロナ交付金を活用し、県の給付額と同額の1万円を支給する事業を行います。

11節役務費で、1人1万円の給付金の郵便料で、県分と町分を合わせました9万6,000円及び同じく県分と町分を合わせました口座振込手数料10万6,000円を追加し、12節委託料で、県分と町分を合わせましたシステム運用業務委託料84万円を追加し、18節負担金補助及び交付金で、県分として小学校1年生から中学校3年生まで370人分及び町分として未就学児200人分を合わせました570人分の子どもの成長応援臨時給付金570万円の追加を、続いて、放課後児童クラブの利用者の増によります町改善センター等での分散保育に対応するため、11節役務費で、入退室管理システムのインターネット接続料として5万6,000円を追加し、17節備品購入費で、入退室管理システムを運用するためのタブレットの購入として4万1,000円の追加をお願いするものです。

特定財源につきましては、未就学児への給付に係る事業分として、国庫補助金の児童福祉費補助金としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金236万4,000円を、小学校1年生から中学校3年生までの給付に係る事業分を県補助金の児童福祉費補助金として、子どもの成長応援臨時給付金給付事業補助金437万8,000円を充てさせていただくもので、合わせまして国・県支出金として674万2,000円を充てさせていただくものでございます。

続いて、3目児童福祉施設費、12節委託料では、保育所送迎バスの安全装置取付け業務としまして、1台当たり17万5,000円で、2台に設置をすることとして、合わせて35万円の追加をお願いするものでございます。

特定財源につきましては、国庫補助金の児童福祉費補助金として、保育対策総合支援事業費補助金35万円を充てさせていただくものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

15款国庫支出金、16款県支出金につきましては、歳出においてご説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

一般財源所要額としまして、20款繰越金、1項繰越金で、前年度繰越金9万7,000円の追加をお願いするものでございます。

以上で、議案第4号 令和5年度長南町一般会計補正予算（第2号）についての内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） ここで議案第4号の内容の説明は終わりました。

議案第5号から議案第6号までについては、先ほどの町長の提案理由の説明及び議案書のとおりです。

以上で、一括議題とした議案第1号から議案第6号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第7、議案第1号から日程第12、議案第6号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第1号から日程第12、議案第6号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩とします。再開は、午前10時からを予定しております。

（午前 9時45分）

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（松野唱平君） 日程第13、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

本定例会の一般質問、通告者は全部で6人です。本日は、質問順位1番から4番までを行います。

念のため、内容についてここで確認をします。

質問者については質問席へ移動し、要旨ごとに質問します。答弁者については自席で答弁します。

質問者及び答弁者は、起立して発言をお願いいたします。

質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。

制限時間は原則1人1時間以内とします。

以上です。

◇ 河野康二郎君

○議長（松野唱平君） 通告順に発言を許します。

初めに、4番、河野君。

[4番 河野康二郎質問席]

○4番（河野康二郎君） 4番議員の河野です。

議長の許可をいただきましたので、発言をさせていただきたいと思います。

前回の第1回の定例会で予定していた質問になります。事情によって一般質問に参加できませんでしたので、改めてということで、一つは非常備消防団について、それからもう一つ、町ホームページと附属機関についてということで、件名2件について質問させていただきたいと思います。

まず、非常備消防団についてです。

非常備消防団は、自らの地域は自ら守る地域防災力の中核として欠くことのできない存在だと思います。この非常備消防団について、まずお伺いしていきたいと思います。

1つ目には、地域防災における消防団の現状と今後の役割についてお聞かせ願いたいと思います。現状と今後の役割ということで分けてお答えいただければ幸いです。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） それでは、初めに地域防災における消防団の現状についてお答えさせていただきます。

全国的にも、社会環境の変化によりまして、多くの消防団が様々な課題を抱えているのが現状でございます。その中でも、少子高齢化に伴う団員の確保につきましては大きな課題と捉えております。長生郡市広域市町村圏組合消防団の組織等に関する規則には、本町は4分団12部による構成が定められておりまして、現在本町の定数は147人のところ、137人となっております。

毎年、消防団の人員確保の面では、若い方が地元にいないなど、後任の選出が困難な地域がある現状ではございますが、地域住民や消防団員の皆様方のご理解をいただく中で対応をさせていただいております。

次に、消防団の今後の役割でございますが、地域における消防・防災のリーダーとして、平常時、非常時を問わず、その地域に密着して住民の安心と安全を守るという重要な役割を果たしていただいておりますことから、地域には欠かすことのできない必要な組織であり、火災予防活動や地域防災力向上など、地域に密着した活動を引き続き行っていただくことで、住民の安心と安全を守る活動に期待をしております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） 今の答弁を聞いておりますと、現実に10名欠員が生じているということですね。そういう意味で、私が考えるには、少なからず担い手不足などからその存在が危うくなっているんではないかと。また、過去の役割の変化が生じているのではないかということと考えています。

そういうことで押さえ方はよろしいんでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） そうですね、現在が、危うくなっているといった状況ではありませんけれども、団員の確保については、地域に担い手となる若者が少ないという状況ではございます。

消防団の役割については、災害の多発化や激甚化に伴い、消防団に求められる役割も多様化してきておりますが、住民の安心と安全を守るという重要な役割は今までと変わりないと考えております。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） 現状の認識を改めて私なりに申し上げたいと思います。

今、私の地域でもうなんですかけれども、3名欠員になっています。それから、消防の操法大会、もう終わったんでしたっけ、実際それに向けて練習を4月頃から始めました。そうすると、現実の問題として、練習に、選手がいるわけですから、いろいろ練習を手伝うような人員が不足しているということなんです。そうすると、OBが3名から4名常時応援に入っているというようなことが言われています。

それから、今実際に消防団の団員を選定するに当たっては、区が主要な選定を行っていると、要するに消防団では賄い切れないということで行っています。そういうような状況が一方ではあります。

それから、この後の質問の中でも明らかになるだろうというふうには思いますけれども、私が消防団をやっていた頃はもう何十年も前ですから、その頃の消防団の業務内容と、今の消防団の業務内容はさま変わりしています。広域消防が機能しているということがありますから、そういう意味でさま変わりをしているということもありますけれども、そういう現状だというふうに私は理解しております。

この後の質問の中でそのことについても明確になっていくだろうというふうに思いますので、次、再質問ということで、火災発生から町の防災無線放送までの流れをお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） それでは、火災が発生した場合でございますけれども、長生郡市広域市町村圏組合消防本部から町へ、火災発生の電話連絡が入りますので、直ちに消防担当者と消防団の幹部が現地へ赴き、消防団の出動の必要があれば防災無線を放送しております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） この質問と関連をしますけれども、火災現場での広域消防と消防団の役割分担、関係をお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 火災が発生したときの消防団の役割といたしましては、広域消防の消火活動の補助といたしまして、水利からの中継やホースの撤収、鎮火後の待機、交通整理などを行っていただいております。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） 消防団の見直し、このことについてはどこがどのような手順で行うのかお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） それでは、初めに消防団の位置づけを申し上げますと、消防団は消防組織法に基づきまして、長生管内では長生郡市広域市町村圏組合消防団の設置に関する条例に基づきまして、消防団の設置や名称、区域が定められております。

また、長生郡市広域市町村圏組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、または長生郡市広域市町村圏組合消防団の組織等に関する規則に基づきましては、支団に関することや団員に関することが定められています。

このことから、消防団の見直しにつきましては、9支団幹部及び消防事務を行う町が、人員確保ができない地区がある現状や、継続していく方法など、地域の課題を長生郡市広域市町村圏組合消防団に伝え、検討をお願いする必要があると思っております。

最終的には、長生郡市広域市町村圏組合消防団の設置に関する条例などの規定を改正していただき、見直しを実施していくこととなります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） 今言われたように、位置づけからすると、所管は広域になるというのはよく分かっています。本来、地域の防災については市町村が責任を負っていくというようなことになっています。そういう視点からの質問ということで続けさせていただきます。

そういう現状を見る中で、町は何ができるのかお伺いします。

○議長（松野唱平君） 仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 町は、これまで長生郡市広域市町村圏組合消防本部と連携をし、消防団員の募集や成人式でPR用の物資を配布するなどの加入促進を行ってまいりました。また、消防団員の待遇改善といたしまして、報酬関係や装備の充実も図ってまいりました。引き続き9支団幹部の皆様と、地域の課題であります人員確保ができない地区がある現状をどう考えていくのか、現状を継続していくにはどうしたらしいのか、このような話合いの場を設けてまいりたいと考えております。

また、区長さんや消防団員の皆様には、団員の確保のお願いをしていただくなど、可能な限り皆様にご協力をしていただけるように努めてまいります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） 今まで、防災無線の放送や、あるいは現場での消防団の役割、そういう意味で直面している消防団の問題や役割の変化に対応する担当地域、訓練の在り方、そういうものの見直しが必要じゃないかというふうに考えています。

先ほども申し上げましたけれども、地域防災は市町村の本来業務であるものを広域的に担うとしたものであることから、町としては当然責任があるわけです。また、地域の努力だけで現状を維持することが困難であることも明白です。再度お答えをお願いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 長生郡市広域町村圏組合消防本部におきましても、消防団員の確保や消防団の統廃合については検討しておるところでございまして、町といいたしましても地域の実情は十分理解しておりますので、消防本部と引き続き話しを持ち、今後の在り方について連携を図り取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） じゃ、引き続き努力の継続をしていただきたいと思います。

次に、自主防災組織との連携についてお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 連携ということで、まず消防団につきましては消防組織法に規定された公共機関でございまして、消防団員は非常勤の特別職地方公務員でありますことから、技術の習得や公務員としての制約を受けることになります。また、自主防災組織については、自治会などが主体となる任意団体でございまして、自発的な取組となります。

設置根拠の違いから、それぞれの機能と役割が明確に区別されておりますけれども、地域住民が主体となって地域の火災や災害の拡大を予防し、抑制していくという点では同じでございますので、お互いに連携することで共助の力が高められると考えております。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） 一方の消防団は広域組合、それから自主防災組織は町の任意団体ということで、言つてみれば、先ほど、地域の防災について市町村が責任を持ってというふうに言いましたけれども、そこに組織形態の弊害があるんじゃないかというふうに私は思っています。

しかし、地域防災をというふうに言えば、市町村が責任を持たなければならぬと。したがって、組織形態の弊害、困難性があるけれども、町の指導の下に消防団と自主防災組織の連携、そういうものをやっぱり取つていく必要があると、そのことが地域防災力の向上と地域コミュニティーの再生を図ることにつながるんじやないかというふうに考えています。

そういう考えについてお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 町内には現在自主防災組織は11団体ございまして、その組織の連携を密にする取組を現在計画しております。また、地域には自主防災組織が必要でございまして、組織が増えることは、消防団との連携も促進すると考えておりますので、地域防災力の向上や地域コミュニティーの充実につながると考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） 地域の防災は、災害が起きた時点でどう対応するかということだけではなくて、地域の日常の延長線上で災害が起きた場合どうするのかということになりますから、日常的な取組が非常に大事になってくるんじゃないかなというふうに思っています。ぜひ、この連携は困難であっても進めさせていただきたいということ、先ほども申し上げました自らの地域は自ら守る、そういう地域防災力の中核として消防団は欠くことができない存在であると。そういう、消防団の現状に見合った改革、見直しの議論を促進すること、あわせて、先ほども申し上げました変則的な組織形態の弊害を克服しながら、地域防災力の強化に向けて町が奮闘されることを期待して、この1点目の質問については終わらせていただきます。

次に、町ホームページと附属機関についてです。

町ホームページの目的についてお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

河野企画財政課長。

○企画財政課長（河野 勉君） 町ホームページの目的につきましては、広報と重なる部分もありますが、1つ目としまして、町からのお知らせや行政サービスの利用促進のために、町民に情報を発信すること。2つ目としまして、町民はもちろん、町外の方や企業に対して興味、関心を持っていただけるよう町の魅力を発信することなどが主なものとして挙げられます。

現在、スマートフォンやインターネットであらゆる情報収集や検索が容易にできることから、長南町を知ることや町に興味を持ってもらうための情報源として、また町に対するご意見や募集などのツールとしても、ホームページは24時間、誰でも、どこでも、閲覧ですとか検索、投稿ができるという大きなメリットや、情報発信もリアルタイムで行えることから、町のホームページの役割は大きいものと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） 今お答えいただきました。ホームページの所管部署として、附属機関の議事録掲載について考え方をお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

河野企画財政課長。

○企画財政課長（河野 勉君） ホームページの運用及び管理に関する要綱第3条に、ホームページ運営の基本方針を定めています。こちらでは、長南町の施策、事業等に関する情報の総合的な発信として幅広い情報の提供に努めるとともに、情報発信課が開設、運営するコンテンツの情報も案内することから、以前

にもこちらはお答えをしましたとおり、附属機関の議事録掲載については、府内において議事録掲載における統一的な基準を定めまして、今後掲載していければと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） ホームページのリニューアル、それから、先ほど申し上げました要綱、そういうことの見直しの考えはありますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野企画財政課長。

○企画財政課長（河野 勉君） ホームページのリニューアルにつきましては、直近では令和2年度に行っておりまして、過去から五、六年程度でリニューアルを行わせていただいております。頻繁にリニューアルすることでイメージが変わり、新鮮さはあるのかもしれませんけれども、一定程度使い慣れてきた時点でのリニューアルは、操作性ですか費用対効果などを考慮しますと、やはり五、六年を目安にリニューアルを検討することがよいのではないかと考えております。

また、要綱につきましては、現在、内容や運用上特に不都合は生じておりませんので、要綱についての見直しの予定はございません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） それでは、その上に立ってお伺いします。

附属機関の設置の目的についてお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 附属機関は、調停、審査、諮問、また調査のための機関として、法律または条例の定めるところにより町が設置する機関でございます。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） 後でいいですから、現在の附属機関について幾つあるか、お願ひします。

この附属機関については、執行機関から直接の監督を受けずに、委員の自由な審議に基づいて、執行機関とは独立して意思決定、これは、採否は執行部にありますけれども、決定を行う機関ということができると考えています。

一方では、執行機関の判断を追認する御用機関、あるいは執行機関の責任を転嫁するための隠れみの、あるいは議会審議を先取りし、議会を形骸化させるものというような問題点が指摘されています。

また、専門的な立場から審議する諮問機関ということでありましたけれども、このことに応え得る委員の選任が可能なのかという現実的な悩ましい疑問もあると思います。

このような中で、附属機関を設置する町が会議をコーディネートすることによって、現行の附属機関審議の持つ問題点を排除し、本来の目的を達成する審議の方向づけを担うことができると私は考えています。町がそういう会議をコーディネートすることについての考えがあるかどうかお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） それでは、まず初めに附属機関の関係数ですけれども、本町で法律、条例の定めるところにより町が設置している附属機関は25附属機関となっております。

それでは、コーディネーターが必要と考えるかという質問の関係ですけれども、附属機関の委員を依頼する際には、委員の役割や委員に求めるものなどの説明をし、お願いをしているところではございますが、特別の事項を調査、審議したり、専門の事項を調査したりするためには、臨時委員や専門委員を置くことができると、附属機関設置条例第4条に定められておりますので、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。通常の場合であれば、職員が委員に、審議できるように必要な会議資料の提供などを行い、意見を述べられるよう配慮しておりますので、引き続き職員が対応していく考えでおります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） 分かりましたけれども、要するに合議体の審議をするに当たって必要なもの、それから、委員の選定については、審議を依頼しても、その審議内容に全て専門的な知見を持っているということではなくて、いろんな立場で参加をしていることもありますから、基本的な共有化しなければならない情報や物事の考え方、そういうものについて共有化を図っていくような作業が必要じゃないかと。

先ほども申し上げましたけれども、これは委員に問題があるということではなくて、町が期待をする程度に十分審議ができるかどうかというのは非常に疑問だというふうに思いますので、そういう委員のためにも、本来自主的な審議運営をしていかなければならないところですけれども、そういうことを踏まえて会議のコーディネートを町がしていく、そういう観点でぜひとも考え方、実際にはいろんな制約があるでしょうけれども進めさせていただきたいということです。

その上で、今の意見の結論ですけれども、附属機関の審議課題について専門家を招いて意見を求めるなどの学習の機会を設ける考えがあるか。これは規定をされていますよというふうにおっしゃいましたけれども、今までそういうことが、私もいろいろ審議会や何かには出ていたんですけども、なかつたように記憶しています。そのことを具体的に、これ以降、機会あるごとに進めていっていただけるということでよろしいでしょうか。お聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

平野町長。

○町長（平野貞夫君） 附属機関、さっき課長のほうから答弁しましたけれども、いろんな施策を検討していく段階で、町の方針を決める場合に、そういう附属機関にお願いしていろんな意見をいただく、その意見をいたいたいた中で、最終的に執行部のほうで判断させていただいて、それを議案として議会に上程すると、そういう流れだというふうに思います。

そういう中で、審議をするのに必要な知識、専門的な観点から勉強する機会を持ったほうがいいんじゃないかなとかということなんですけれども、私どもが附属機関のほうに諮詢しているわけですので、附属機関の中で審議する、あるいは調査研究をする中で、必要があれば専門の方から意見を聞こうとか、あるいは現地を視察し

ようとか、附属機関の中でそういう意見を出していただきたいと。それに基づいて、事務方のほうは、執行部のほうはそれに対応させてもらうと。それが本来の附属機関のやり方なのかなというふうに思っていますので、そのような形で進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） そのとおりだと思います。ただ、いろんな問題点が出ていることについて、やはり具体的には対処していかなければいけないと思います。しゃくし定規に言えば、これ以上私が幾ら質問しても、違う観点で附属機関の審議を進めるなんていうことは言えないでしようけれども、ぜひともそういう目的達成のためにあらゆる努力をされんことを要望しておきたいと思います。

その上で、これは附属機関には限りませんけれども、コーディネーターやファシリテーターの育成、そういう考え方があるかどうかお聞きします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 職員の育成という観点から、コーディネーターやファシリテーターのような、会議の進行役の役割を果たしたり、委員の意見をまとめたり、伝えたり、理解を促したりするなどの必要なスキルは職員育成のためにも必要と思っておりますので、職員の能力を高める研修、能力を生かす研修、このようなスキルも欠かせないと考えておりますので、様々な研修を取り入れてまいりたいと思っております。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） 次に、附属機関の会議録の町のホームページへの掲載についてお聞きしたいと思います。

これまで一般質問を行ってきました。附属機関、所管課の判断に委ねるということの回答をされていました。そこで各所管課にお尋ねしたいと思います。2点あります。現在どのような考え方の下に対応していますかということ。2点目に、これまでの一般質問を受けて課内で議論したことがありますかと。この2点でお願いをしたいと思います。私の方で勝手に附属機関の名前を言いますので、担当の部署のほうでお答え願えればと思います。

1つ目に、給食所の運営委員会、お願ひいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三十尾教育課長。

○教育課長（三十尾成弘君） 給食所の運営委員会の会議録については、現在ホームページのほうへは掲載しておりません。ちょっと、内部の検討というのも今までしていません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） 次に、環境審議会、お願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也君） 環境審議会につきましても同様でございまして、課内で掲載に関する議論というところもしていない状況であります。またこれまでの会議録、コロナにおいて開催していないというのもございますけれども、会議録のアップロードに関してもしていない状況であります。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） もう一つだけお願ひいたします。まちづくり委員会。

○議長（松野唱平君） 河野企画財政課長。

○企画財政課長（河野 勉君） 企画の所管でありますまちづくり委員会でありますけれども、こちらはホームページへの掲載のほうは済んでおります。また、企画財政課が所管しております各附属機関ですとか、要綱に基づきます活性化協議会等の会議録につきましても、ホームページ等へのアップのほうは既に行っているところでございまして、当初から掲載は行つていこうという課の判断で対応もしているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） どうもありがとうございました。

今のように、ないところ、それから、まちづくり委員会は掲載されています。私もこれはよく読ませていただいています。

それで、なぜ聞いたかというのは、附属機関の位置づけなり、ホームページの位置づけ、そういうのからすると、本来きっちり議論して、どうするのかということについて決めていかなければいけないことですよね。だから、言ってみれば、ホームページの位置づけや、それから附属機関の位置づけ、そういうものからして、極端な話、逸脱しているんじゃないかというふうに考えてています。

その上でお聞きします。昨年も、統一基準づくりの一般質問を行いました。その後の経過も含め、今後の考え方をお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 附属機関につきましては、今まで洗い出しをするなどの業務を進めてまいりましたが、統一基準の作成には至っていない状況ではございます。町ホームページへの会議録の掲載につきましては、現在のところ一部では掲載しておりますが、全てではございません。千葉県や本町の情報公開条例におきましても透明性の向上に努めることとされており、附属機関の会議録をホームページへ掲載する場合の公表に関する要綱を制定してまいりたいと考えております。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） 要綱の制定は、いつまでに制定されるつもりかお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 要綱の制定につきましては、現在附属機関の洗い出しなどの業務を進めてまいりましたので、早めに統一基準の要綱を制定する考えであります。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） ゼひ早期に制定を期待したいと思います。

それから、制定されるまでの期間における附属機関の会議録のホームページの掲載の取扱い、これは、今、この一般質問の中で議論をしてきました。この議論を通じて、各所管課の理解は得られたものというふうに考えています。あわせて、要綱、規約等で設置をされている委員会や協議会、要するに附属機関等というふうに言わわれているものですけれども、このことの扱いについても、この議論の延長線上にあるというふうに考えていますので、ゼひ所管課で議論をした上で実践していただきたいということについて期待を申し上げたいと思います。

終わりに、これまで町の課題について一般質問を行い、それなりに考え方を述べさせていただき、執行部の姿勢を問うてきました。そういうことは、相互信頼と切磋琢磨のためにも、議論の経過や回答内容について誠実に取り扱うことが求められるということだと思います。ゼひ、そのためにも議会の一般質問に限らず、仕事の工程管理や交渉経過、話合いなどの内容を庁内関係部署の間で引継ぎや共有化を図る、そういうためのシステムづくりに取り組むべきだというふうに考えております。ゼひその実践のほどを提案したいと思います。

以上で私の一般質問については終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで4番、河野君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時からを予定しております。

（午前10時43分）

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

◇ 鈴木ゆきこ君

○議長（松野唱平君） 次に、2番、鈴木君。

〔2番 鈴木ゆきこ君質問席〕

○2番（鈴木ゆきこ君） 2番、公明党の鈴木ゆきこでございます。

議長の許可を得られましたので、発言をさせていただきます。

本年4月の町議会議員選挙におきまして、初当選をさせていただきました。町民の代弁者として、初心を忘れることなく、与えられた使命を全力で果たしてまいる決意でございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

では、早速質問に入らせていただきます。

本町の公営住宅は、長南町公共施設等総合管理計画で長南団地、豊原団地、西町団地の3施設がございますが、通称は豊原住宅との認識が強く分かりやすいので「住宅」と発言させていただきます。

いずれも建築から50年が経過し老朽化が進んでおり、長南住宅においては、入居者の安全確保のため供用廃止となっております。そのため、住宅のセーフティネットとしての役割を担う本町の公営住宅は、豊原住宅と西町住宅のみとなっております。

そこで、今回は豊原住宅について4点質問をさせていただきます。

1点目は、住宅の現状についてであります。現在入居されている所帯数をお尋ねいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博君） 豊原住宅、議員の質問にもございましたとおり、正式名称は町営住宅豊原団地でございます。こちらの現在の管理戸数につきましては47戸でございまして、この47戸のうち13戸は老朽化によりまして入居不可扱いとさせていただいております。残る34戸につきましては、全て入居のほうがされている状況でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君） 管理戸数34戸のうち、独居の高齢者所帯数をお尋ねいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博君） 入居されております34戸のうち、独居の高齢者世帯につきましては15世帯でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君） 65歳以上の独居高齢世帯が15世帯入居されていることが確認できました。

豊原住宅におきましては老朽化が進んでおり、適切な維持補修等が必要となります。住宅の管理については、日常及び定期点検により予防保全に努めていることと思いますが、過去3年間の点検結果及びそれらの点検により修繕等を実施されたのか、併せてお尋ねいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博君） 主に町営住宅の点検関係につきましては、日常、職員のほうが住宅に伺った際に、目視による点検、また自治会長さんですか、入居者の方から不具合があるというような通報を受けて、常時という形で点検のほうはさせていただいております。その結果、修繕が必要なものにつきましては、予算の範囲内で修繕のほうをさせていただいているところです。

以上です。

○議長（松野唱平君） 2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君） 点検及び老朽化により修繕等行われていたことが分かりました。

本町の公共施設等総合管理計画において、豊原住宅については必要に応じて施設の在り方を検討すると明記されておりますが、どのような検討がなされたのかお尋ねいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博君） 豊原住宅につきましては、それぞれ建設年が違いますけれども、おおむね50年が建

設後経過をしているということで、現在も先ほどの答弁でもさせていただいたとおり、13戸は老朽化によりまして入居不可扱いというふうにさせていただいているところでございまして、方向性といたしましては、いろいろな方々の意見等も伺う中で、廃止という方向で現在進めさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君） 検討され、住宅廃止となったことが分かりました。

2点目は、令和5年2月1日付で、豊原住宅の今後について、住宅廃止と転居協力のお願い通知が届いたと入居者からお聞きいたしました。

先ほど答弁にあったとおり、高齢者が多く入居されていることから、通知をする前に入居者に配慮した入居者説明会を開催するお考えはございましたか、お尋ねいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博君） ご質問の通知文につきましては、町で総合的に検討のほうを重ねてきた結果、おおむね5年を目途に廃止をしたいので転居につきましてご協力をいただきたいとの内容で、本年2月1日に送付をさせていただいたところです。

入居されている方の意向の確認につきましては、令和3年6月から7月にかけ廃止に關わるアンケートを実施させていただきました。このことから、入居者の方へは町の意向が周知をされていたものとみなし、説明会は開催をいたしませんでした。

また、この廃止の関係につきましては、町営住宅管理運営委員会のご意見も伺う中で、建設後約50年を経過した建築物で老朽化も著しいことから、入居されている方の安全を第一優先に考え、今回の通知文を送付させていただきました。

なお、転居等の個別のご相談につきましては、入居者の方に寄り添い丁寧に対応をしてまいりますのでご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君） 丁寧な対応をしていただけることが確認できました。

今後、入居者説明会を開催する予定はございますか。お伺いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博君） 今後説明会をというようなことでございますけれども、今月に入りまして、転居の関係で引っ越しをご検討されている方が3名ほど町のほうへご相談に来ていただいているところでございます。このようなことから、入居者の方へは、先ほども答弁させていただいたとおり、町の意向は周知をされておるというふうに考えておりますので、現在のところ説明会を開催するというような考えはございません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君） 分かりました。突然の通知により入居者の不安が増し、体調を崩された方がいらしたことを担当の皆様にはご承知おきください。

3点目は、転居に係る費用の助成について、本町のお考えをお尋ねいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博君） 現在、入居者の方々につきましては、年金生活者の方、また入居後、多くの収入を得ていながら入居を続けている方など、それぞれ生活の状況が異なっております。

そのようなことから、ご質問にありました関係につきましては、それぞれの入居者の方の状況を勘案する中で検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君） 入居者の方たちが少しでも負担が軽減されるような対応をお願いいたします。そして、早期に転居を希望する場合は、スムーズに費用の助成ができるのか、お尋ねいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博君） 先ほども3名の方が転居のほうを検討されておるということで答弁のほうをさせていただきましたけれども、その方々が、要は引っ越しに関係する助成のほうをしたほうがよろしいというような方々であれば、町のほうからも支援のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君） 転居を希望される方が困らないよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

4点目は、廃止後の土地活用について、どのようなお考えがあるのかお尋ねいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博君） 現在のところ、廃止後の土地活用につきましては、具体的な計画のほうはございませんけれども、廃止時期の目安が立った段階で検討のほうをしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君） 交通の便がよく、茂原にも近い立地条件なので、有効な土地活用を切にお願い申し上げて、私の一般質問を終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで2番、鈴木君の一般質問は終わりました。

◇ 宮 崎 裕 一 君

○議長（松野唱平君） 次に、3番、宮崎君。

[3番 宮崎裕一君質問席]

○3番（宮崎裕一君） 3番の宮崎でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告どおり件名4件、要旨6件について一般質問させていただきます。まず最初に、太陽光発電設備の設置についてであります。

平成24年7月に再生エネルギーの固定価格買取制度が開始され、田のケイキに太陽光発電の普及が進んでいます。地域によっては、土砂流出や景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などが問題として発生しております。

令和3年の第4回定例会において、加藤議員から蔵持地先における山林においての太陽光発電施設についての質問がされております。そのときの答弁は、開発に関する面積が1,000平米を超える場合、町と協議が必要である旨を伝えた。対象面積は平米未満であるということと、町がつくっている太陽光に関する指導要綱を承知しており、また所有地は自己所有地であり、所有地の開発ということで指導要綱の適用外ということで取り扱っておりましたという回答でございました。

そこでお聞きします。本町の高齢化が進む中、土地所有者は草刈りなどが、管理が大変である、放置していると近所から苦情がある、固定資産税が毎年かかるなど、土地所有者は管理できない、放置している農地を太陽光に販売したいと考えることも理解されるところでございます。

本町においては、平成30年に太陽光発電設備の設置に関する指導要綱を設置しております。その中には、事業者の資格ということで、事業区域、周辺地域の自然、景観及び生活環境に十分に配慮するとともに、事故、公害を防止し、地元自治会等と良好な関係を保つものとする。また、第5条では、地元自治会の説明ということで、設置事業の施工内容等については、地元自治会等に対する説明会を開催し、理解を得るものとするというふうに、要綱になっております。

そこで、どういうふうな、この指導要綱の下に事業者に対しての指導がされているのか伺います。お願ひします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也君） 長南町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱でございますが、設備の適正な設置に当たりまして、災害の防止や環境の保全を目的として、平成30年に制定をされたところでございます。

本要綱は、事業面積が1,000平米を超えるものについて、地元との協議に係る報告、また法人登記簿謄本を添付した届出書の提出を求めておるほか、届出後においても、土地の形質変更や雨水の処理について規定することによって、当初の目的を達成しようとするものです。

要綱の制定以降、おおむね10件強の届出があったところでございまして、事業計画地における雨水の排水に関する事項などの指導を行っている状況でございまして、いずれの事業、案件についても適切に運営されているものと認識しておりますところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、宮崎君。

○3番（宮崎裕一君） ありがとうございます。

要綱の説明がありました。この要綱が制定されて5年が経過しています。その中で、先ほど課長から答弁あ

ったように10件強の届出ということですけれども、私は歩いていて、結構もっと太陽光あるんじゃないかなというふうに考えます。ということで、この10件強は、全てこの要綱に従った1,000平米以上で指導したということでおろしいのか。また、1,000平米以下の事業については適用外ということになりますけれども、その件数等はカウントしていないのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也君） ただいまの10件強のほかにということでございますが、10件強につきましては、おっしゃっておられましたセーフティゾーンの中で実施をされたものであるということ。それから、2点目の1,000平米未満の事案についてということでございますが、この件数に関してはカウントしていないという状況でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、宮崎君。

○3番（宮崎裕一君） 分かりました。

カウントしていないということなんですけれども、太陽光の施設を見ると、ちゃんとフェンスで囲ってある施設もあれば囲っていない施設もある。何かちょっと不安だったので、この太陽光、今やらせてもらっています。1,000平米以上については適切な指導が行われているということですけれども、本当はもう見直しも必要じゃないかなというふうに思いますけれども、これは最後の要旨について質問させていただきます。

次に、太陽光設備設置に関する課題であります。

近年、ダイレクトメールや電話による土地の買取りをしますという案内がよく来ます。業者によっては、日当りさえよければ太陽光用地として査定するため高額買取りができますよとか、売却の手続は全て当社が行いますとか、転用費用や登記費用等の諸経費も全て当社が負担しますとか、そんな案内がよく来ます。

太陽光発電の売買契約が成立するまでには、早くも3か月から6か月、長くても1年以上かかる場合があるそうです。申請や許可が、それぞれの申請先や手順、必要書類が全部違ったり、そのようなことで多くの時間を持つそうです。通常の不動産売却のように、すぐに引渡しし、お金が入るというものと勘違いをして、トラブルに発展するケースも多くあるそうです。

売電価格ですけれども、平成24年度にピークの10キロワット未満が42円をピークでした。令和5年度調べたところによりますと、現在10キロ未満で16円というふうな状況になっているそうです。しかしながら業者は、太陽光発電事業をやつたらもうかるよというような勧誘も行っているような、悪徳業者と言いますけれども、そういうものもあるようです。

そこで、この太陽光発電設置に関する課題、要綱について、課題をどのように捉えているのか認識しているのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也君） 現状の要綱における課題ということでございますが、先ほど申し上げた概要にもありましたように、1,000平米以上の事業を対象としていることから、それよりも狭い面積での事業につい

て規定の範囲外となってしまう点。それから、要綱である限りは法的な拘束力を有するとは言い切れず、当該事業に係る継続性の担保でありますとか、不適切な維持管理事案に係る罰則適用ができない点。また、地元との協定書締結等を通じた事業者責任の担保。また、最後に設置抑制区域の指定といったところが要綱における課題として認識をしておるというところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、宮崎君。

○3番（宮崎裕一君） 分かりました。

全ての太陽光の取扱業者が違法だとは限りません。しかしながら、詐欺まがいの事業者も多く存在するということで、今課長から答弁があったように、罰則の適用の不可、事業者責任の担保、設置抑制区域などが課題として認識をしているということでございますので、これを踏まえて次の要旨に移りたいと思います。

太陽光の発電設備等の設置を規制する単独条例なんですけれども、これについては、先ほどこの再生エネルギーが始まった24年の後に、平成26年の大分県の由布市を皮切りに、令和5年4月1日現在で都道府県条例が7条例、市町村条例は228条例と、全国の各地の自治体で制定をされ、トータルで235条例制定されております。県内でも5市町村が条例化をしております。市町村別でございますけれども、我孫子市が平成29年、お隣の長柄町が平成30年、野田市が平成31年、御宿町が令和元年、大網白里市が令和4年に条例を制定しております。

ここで、皆様当然ご存じだと思うのでちょっとあれですけれども、指導要綱と条例の何が違うのかを、再度述べさせていただきます。当然皆さんご存じだと思いますけれども、先ほどありましたように、要綱については法的拘束力はありません。制定や改定の手続は、自治体の首長等の内部決裁でございます。メリットとしては、条例に比べれば柔軟な対応ができる、可能である。デメリットとしては、条例に準ずるため、分かりにくい印象があり、内規であるため、先ほども言いましたように法的拘束力はありません。

条例でございますけれども、条例については法的拘束力があります。制定や改定は議会の議決です。メリットとしては、法律として拘束力があり、市や町の基本方針の方向性を示す力が強い。デメリットとしては、条文形式になりますので、ちょっと分かりにくいというようなデメリットというふうになります。

しかしながら、先ほども何回も言っていますように、違法な業者により管理の仕方いかんによっては地域に様々な影響を与え、また事故や災害発生時に地域に被害を及ぼすこともあります。さらに、事業廃止後に適切な処分がなされないまま残骸が放置されたり、そういうこともあります。

先ほど言った市町村の条例の中には、設備の解体・撤去費用として、出力に応じて積立金を義務づけるものや、地域住民等への説明と理解の確保として、例えば長野県の富士見町の条例でございますけれども、近隣住民50メートル以内にある土地、または建築物の所有者及び居住者の3分の2以上の同意、及び関係区100メートル以内の区域に含む区や集落の同意を得るなどというふうなところであります。

そこでお聞きしたいと思います。本町として、太陽光発電設備の設置に関する条例化をする考えがあるのかどうか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也君） 条例化の検討というところでございますが、検討に当たっては、まず初めに、

一宮川が今般特定都市河川に指定されたことに伴いまして、本年10月以降、本町を含む流域の市町村で実施される太陽光発電の事業、これについて規制が設けられることとなります。この規制によって、太陽光発電の案件につきましては、知事許可を要するということになった点に留意しなければならないというものと承知しております。

また、なおかつ、この規制をしてもなお不適切な事案に係る対応が課題になると認識をしておるということです。

また、景観の保全といった主観的な事項をどのように規定するか。また、先ほど申し上げた設置抑制区域を設けるとすれば、土地所有者に制限を課すと、不利益を課すということになりますので、こういったところについても慎重に検討していかざるを得ない、このように考えておるというところでございます。

したがいまして、既に条例を施行している他団体をはじめ、業界団体の動向、また社会的情勢、こういったところを注視しながら慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、宮崎君。

○3番（宮崎裕一君） この太陽光なんですけれども、なぜこの質問をさせていただくかというと、先ほどあつた1,000平米以上はこの指導要綱等々で管理、管理というんですか、指導しているということなんですねけれども、1,000平米以下のものができる。近隣住民の方で、いきなり何か耕作放棄地が、太陽光ができる、何か知らないうちにできちゃった。そのようなところの景観の場所には住みたくないというような町民の声も実際聞いている。そういうのがあってこの質問をさせてもらっていますけれども、今課長の答弁あったように、10月以降に一宮川流域の市町村に規制がかけられて、県の許可制度ということですけれども、今の要綱は届出制であります。今度、この流域で許可制。でも許可制、許可するからあれですけれども、私が言いたいのは、先ほども言いましたように、長柄町は同じ流域の中で条例化をしています。何度も言いますけれども、この条例をすることによって、町民の方々を変な業者だとか、いろんなものから守れるというふうに私は思います。ぜひここは要綱を見直すんではなく、条例化をすべきだというふうに強く思います。

この質問の内容については、10月以降ということもございますので、これについてはまたその状況を見ながら、何回もこの太陽光については質問させていただきます。ひとつよろしくお願いします。

そういうことをお願いして、次の件名に移ります。

農業補助金についてであります。

令和4年度から第3期を迎えた地域農業整備事業補助金ですが、その事業内容について伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良君） 地域農業整備事業でございますが、農業経営の規模拡大、農地の集団化、耕作放棄地解消を目的とし、地域の担い手農家への経営維持を図るため、農業機械や農業用施設の整備に係る費用の30%を、地域農業推進基金を財源に補助金として交付をしております。令和4年度の実績は、10の組織にトラクター、田植機、乾燥機、製氷機などの整備費へ1,053万5,000円を交付しております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、宮崎君。

○3番（宮崎裕一君） 分かりました。ありがとうございます。

令和3年の第2回の定例会において板倉議員から、この地域農業整備事業の補助金に対する継続に対しての質問がありました。当時の農地保全課長の答弁では、町の農業振興を図る上からこの事業は必要と考えておりますが、地域農業推進基金が残り僅かとなっており、今までどおりの支援をすることが困難となっておりますので、新たな補助事業制度を作成し、これから農業を支援してまいりたいと思っておりますとの答弁でございました。

そこで、現在の基金残高ですけれども、どの程度あるのか。また、新しい補助事業はどのような内容で検討、議論しているのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良君） 令和4年度の基金残高につきましては4,182万5,367円となっております。

新たな補助制度につきましては、まずは国・県の補助事業を活用した上で、町単独の補助を充てていきたいと考えております。新しい制度につきましての要件についても、交付対象者は地域の担い手となる団体等であるため、今後はこの団体内での後継者育成など要件を追加し、持続可能な農業経営ができるような組織づくりも視野に入れ、いろいろな方のご意見を聞きながら、新たな制度設計をしたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、宮崎君。

○3番（宮崎裕一君） 分かりました。この整備事業補助金から整備基金と、あとこの基金も含めてなんですかけれども、今全部で組織なりが10団体ぐらいあって、各地域営農、あるいは集落営農で耕作放棄地減少に向けて頑張ってくれているというふうに思っています。

そういう中、先ほどもありましたように、持続可能な農業経営ということでございますけれども、今酪農家さんが長南町にも何軒かございますけれども、飼料価格の高騰で非常に苦しんでいます。しかしながら、どうもろこし等々みんな輸入に頼っていますので、そういう農家さん、酪農家さんは、水田を借りて、これから稻の発酵粗飼料、ホールクロップサイレージと申しますけれども、そういうような取組等々を考えている方がいらっしゃいます。これは非常に耕作放棄地に対しての寄与をするのかなと私は考えます。

ただ、その中で、この整備事業補助金、それから基金でございますけれども、これは基本的に要綱等々を見させていただきますと、基本的には水稻農家さんと特産品に限られているというふうに思います。町としては、こういうほかの事業について、農業にどういうふうな支援ができるのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良君） 本補助金の対象要件としては、個人であれば認定農業者、また水田の経営規模なんかの経営面積3ヘクタール以上、ただしレンコン単作農家につきましては0.6ヘクタール以上となっておりますので、議員おっしゃる酪農家さんのはうが水稻面積3ヘクタール以上であれば酪農家でも交付対象となり得るものでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、宮崎君。

○3番（宮崎裕一君） 分かりました。ありがとうございます。

本町の基幹産業は、ご存じのように農業であります。農業、水稻もあれば、酪農もあれば、ハスもあれば、いろんな特産品もございます。ぜひ誰一人残さない農業施策をお考えいただき、検討して進めていただきたいと思います。

またあわせて、先ほど言いました集落営農の組織づくりですけれども、これについても各地区、全部で、長南町全体で集落営農ができているかといったら、ちょっとそこまでいっていないのかな。何年の定例会か忘れましたけれども、岩瀬議員から、やっぱり営農組織の協議体をつくって、そこでしっかりと協議したらどうだという話も前回あったように記憶しております。なかなか他地域から出耕作で、例えば西のほうから豊栄のほうまで今出耕作してくれません。やっぱりそこの各地区地区にある集落営農、これが本当にしっかりと機能することと、耕作放棄地の解消等々ができると思います。

しかし、働くオペレーターですとか、そういうところの課題はどうしても付きまとつのかな。前の板倉議員の発言じゃありませんけれども、オペレーターの貸し借りもあってもいいんじゃないかというような話もあつたと思います。そこら辺もしっかりと考えて進めていただきたいというふうに思います。

次の件名に移ります。防犯カメラの購入補助金の導入についてであります。

令和2年の第2回定例会において、私からごみの不法投棄に関する防犯カメラの設置の考えを伺っております。そして、令和5年の第1回定例会では、板倉議員から安心・安全の町づくりとして、盗難や高齢者の徘徊などに対応するため、防犯カメラの設置についてという質問が出されております。

私の質問と板倉議員の質問で同じような答弁でしたけれども、設置箇所数については19か所、防犯カメラで犯罪は、犯罪の抑止力や事件の早期解決につながる効果が期待されるということで認識をしている。板倉議員の質問に対して、モデル的な地区を、設置を検討していきますというような回答だったというふうに記憶しております。

それで、その後のモデル地区、あるいは設置について、どのように進んでいるのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 防犯カメラを設置することは、防犯の、抑止力や、事件事故などの早期解決につながるために、その効果は期待されておりますので、本年第1回定例議会の際に、板倉議員からの提案により、町では防犯カメラを設置することは、住民生活の安心・安全を考えれば必要であり、モデル的な設置を検討し始めまして、6月に区長会議も開催されますので、その区長の地区の代表者に、区長会議の後に集まっていただきました、まずそこでこの防犯カメラの関係の話をしようと、今現在考えているところでございます。

○議長（松野唱平君） 3番、宮崎君。

○3番（宮崎裕一君） 6月の区長会議で話をするということですけれども、今ありましたけれども、うちの豊栄地区の岩川青年館、長誠屋さんのちょっと先になりますけれども、ここには、多分岩川は区でつけたんだと思いますけれども、防犯カメラが立っております。防犯カメラは、そこにあるごみの集積所を映しています。

ごみの、その地区外の人が持ってくるのかな。そういうのもだから監視をしているような状況だと思います。

ぜひ、ここは進めていただければというふうに思います、私の感じたところで、今回4月に選挙が行われましたけれども、4年前は、個別に歩かせていただいたときには、玄関の施錠というか、鍵はあまりかけていなかったように記憶をしています。しかしながら、今回回つたら、大体もう8割から9割、玄関が施錠しています。何で施錠しているか。逆にピンポンしてもなかなか出てきてくれないというのもあります。選挙ということもあるのかもしれませんけれども、ただ、その実際を見て、やっぱり町民の方々は本当に不安に思っているのかな。押し込み強盗じゃないですけれども、何か非常にそういうふうに不安に思っているのかなと感じました。

また、私の集落だけなのかもしれませんけれども、毎月不用品の回収といって、中国系の、何か日本語がうまくない方がしおりゅう現れます。自転車ないですかとか、何か耕運機ないですかと言って、下手すると、自分で見つけてきて、これ持つていっていいですか。何か非常に危ないような方がしおりゅう来て、うちの中ぐるっと見て回るような、非常に何か心配なところもあります。

そのような点から、先ほど言いました、訪問しているときにも、結構ご自宅に防犯カメラをついている人が増えました。そういう点で、今後、ご自宅に防犯カメラを設置する。こういう方々に、購入の補助なんかをしたらどうなのかというふうに思います。

今までの防犯カメラというのは、非常に無線で、無線じゃなくて有線ですね。線を長く引っ張って、管理とか大変だったんですけども、この前、電器屋さん等々に見に行きますと、屋外式の防犯カメラですね、無線でうちの、ご自宅の中に飛ばして画像が見られる。ちゃんと記録もできる。そういうカメラが、安いものであれば3万円程度で売っています。

ぜひ町で、先ほど課長の答弁にありましたけれども、いろんなところに防犯カメラを設置して、費用的にも大変だと思います。そういう考え、町民の方々のご自宅や集会所、集会所というのは、大体みんな、全部かどうかは分かりませんけれども、結構谷内にあつたりします。それはもう、例えばそこの区なり、講中で買ってもらって、その金額を、防犯カメラを購入した場合には半額なり補助すると、支給するという考えはないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） ただいま議員からは、集会所などの公共的な施設に防犯カメラを設置し、その費用を、補助制度を設けて対応してみたらいかがかというような提案をいただきました。

防犯カメラを活用するに当たりまして、本町としての費用対効果がより期待できる設置方法ですね。モデル的なのか、今伺った集会所への補助での設置なのか。この案を、どちらがより期待できる設置方法かを、改めて検討させていただきたいと思います。

この件も6月の区長会終了した後、代表の方に残っていただいて、対応をどうしたらよいか意見を伺うこととしておりますので、そこでこの2つの案等を提案して、考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、宮崎君。

○3番（宮崎裕一君） 分かりました。ぜひ区長会議で、そういうような課題を取っていただければと思います。

特に盗難ですか、先ほども言いました盗難ですか、高齢者の徘徊ですか、ごみの不法投棄等々も、ちゃんと記録、画像に残せるというのが一番大事じゃないかな。私のほうの集落というか、谷内ですけれども、この前総務課長にもお願いしてあれなんですか、もう毎週のように猫を捨てられて、子猫を捨てられて、何匹も捨てられて、それを近所の方々が、捨てられてかわいそうだということで、その近所の方々が餌をやつたり、あるいは去勢手術までお金を自分で払ってやっています。ぜひそこに防犯カメラつけてくれと何回も言われています。そういう捨てる、子猫等を捨てる方は、もう同じ人らしいです。だから、できればそこで、防犯カメラで車が、見慣れない車が来れば画像に残して、その後、動物愛護からしても不法投棄になりますから、そういうのも対応できるのかなというふうに思いますので、いろいろありますけれども、そこはぜひ区長会議の中でいろいろ意見交換をして、お願ひしたいというふうに思います。

それでは、最後の要旨に移りたいと思います。中学校における海外交流の実施についてであります。

令和5年度の教育総務費に海外交流研修事業補助金として510万2,000円を計上しておりますが、この時期ですね。あるいは、時期、参加人員、そしてどのような研修で考えているのか、現状で分かる範囲でいいので、伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

徳永教育課主幹。

○教育課主幹（徳永哲生君） 海外交流研修事業につきましては、長柄町と合同で実施しております。本年度は、国内での実施となりました。その理由ですけれども、ホームステイ先の受入先が減少していること。それから現地の学校も、今現在海外からの受入れに慎重であるという状況。それから、物価、燃料価格などが上昇しているということで、国内で実施ということになりました。

主な内容についてですけれども、次のように予定をしております。

行き先は山梨県の河口湖町、時期は8月13日の日曜日から16日の水曜日、募集の人数ですけれども、中学生、1年生から3年生までを20名、長柄町と合わせて合計40名の生徒、引率の職員については、それぞれの町で3名ずつです。参加の費用ですけれども、約12万円のうち約7割を町が負担する予定です。最後に学習の内容ですけれども、英語の話す・聞く力を伸ばすためのプログラムです。テストの点数を上げることが目的ではないので、塾などの学習とは異なります。具体的に申しますと、発音の矯正、正しい発音を確認する。それとか、カフェの店員やツアーガイドなどの疑似体験を通して、実際に使える英会話力を身につける。それから、様々なテーマについてスピーチを行う。テーマに合わせて賛成派、反対派に分かれて議論する。イラストを見て、描かれている状況を説明する。場面に合わせた会話を練習する。これらについて、ネーティブの講師と小グループで学習するということで予定しております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、宮崎君。

○3番（宮崎裕一君） 分かりました。細かくありがとうございます。山梨のほうで8月の13から16ということで、40名の参加人員ということでございます。20名、20名ということですね。

これちょっと再度お聞きしたいんですけども、この長南町20名、長柄町20名、この人数はどういう判断の

中から出ているのかお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

徳永教育課主幹。

○教育課主幹（徳永哲生君） 20名というのは、例年その人数で募集していたということで、それで予算も取っているということで、よろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平君） 3番、宮崎君。

○3番（宮崎裕一君） 多分そうかなと思いましたけれども、この500万を見込んだときに、そのときはまだ多く国内でやるというふうに思っていないと思うんですよね。海外でやろうと思って20名だったと思うんです。

私が思うには、長柄町20も、これで動いているから仕方がないんですけども、先月小・中学校の春季運動会が開催されました。3年ぶりだと思いますけれども、終日の開催で保護者の参加制限もなくなっていました。非常に、子供たち本当に、中学生も小学生も元気いっぱいな運動会を見させていただきました。そういう中で、やっぱり私は経験をさせたほうがいいのかなと。だから、予算が20名だったから20名じゃなくて、もしもっと多くの人が参加できるんだったら、国内であれば30名、30名でもいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、その点についてはいかがでしょう。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

糸井教育長。

○教育長（糸井仁志君） 今年度は残念ながら国内ということで、それで予定を立てて計画しております。大本は、海外に向けて子供たちを経験させてこようという企画でございます。小さい頃に、中学生の頃に海外に出て、その雰囲気を感じてくる。それだけでも大きな価値があるんではないかという事業であったと思います。残念ながらこのような状況で、できることの精いっぱいの部分をということで行っている事業です。

今後、この先どうなっていくかという部分まで含めて、人数については検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、宮崎君。

○3番（宮崎裕一君） 分かりました。

今までの何年間が、そういうふうに制限をされた時期でございますので、仕方がないかなというふうに思いますけれども、ぜひそこら辺は教育委員会、学校側もサポートなり、いろんなことを考えて、先ほど教育長からありましたように、小さいうちにいろんな体験をするのが非常に大事だと思います。やっぱり体験することによって、言い方があれかもしれませんけれども、一皮、二皮むけて人間的にも成長するのかなというふうに思いますので、しっかりしたサポートをお願いして、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで3番、宮崎君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時からを予定しております。

（午前11時54分）

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 板 倉 正 勝 君

○議長（松野唱平君） 次に、9番、板倉君。

〔9番 板倉正勝君質問席〕

○9番（板倉正勝君） 9番、板倉です。一般質問の許可がおりましたので、一般質問をやらせていただきます。

まず先に、スケートボードパークについて、全員協議会ですか、それで最初は長南小のプール跡地にできるというような話でございましたけれども、その中で私は賛成の意見といたしまして、やるんならもう少し大々的に違う場所でやってくれという話をしたところで、今回、長南小学校のグラウンドのほうにできたということについて、その位置について、どういう経緯であそこの場所に設置したのか、ちょっと伺いたいと思います。それについて答弁をいただければ、よろしくお願ひします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野企画財政課長。

○企画財政課長（河野 勉君） スケートパークの設置につきましては、昨年度、コロナ交付金を活用する事業を検討した際に、コロナ禍で外出ができず閉塞感が漂っていた状況ですとか、それによる運動不足を打開するために、青少年の健全育成やスポーツによる地域活性化を目指しまして、東京五輪で注目を集めましたスケートボードパークの建設を行うことといたしました。

この事業につきましては、昨年6月の総務経済常任委員会ですか、議案審議におきましても内容の説明のほうを行い、確かに当初、町ではプールの形状を生かした施設の設置を検討したところなんですかけれども、議会のほうでも中途半端にやらずにもう少し広げた中で、子供たちに希望を与えられるような場所を考えたほうがよいのではというご意見をいただきました。

これらの意見を踏まえまして、町では設置場所のほうを再検討させていただきまして、校舎寄りのグラウンドに設置をさせていただきまして、今年の第1回定例議会の総務経済常任委員会の現地調査でも、スケートパークの規模や設置をしたセクションの説明のほうを行わせていただいたところでございます。

その中で、当初予定をしていたプールの設置から、スケートパーク活用に係るご意見をいただく中でグラウンド側に設置をしたわけなんですかけれども、グラウンド側でも特に校舎側に設置をした理由といたしまして何点かございまして、まず第1に施設の設置目的としまして、青少年の健全育成のほか、地域活性化や交流人口の増加も見込む中で設置をすることと、より発信力が高い場所を考えますと、旧校舎の裏側のプールの辺りよりは表側、グラウンド側に設置したほうが対外的にも多くの方に目に留まりますし、新しい施設として宣伝効果も高いであろうということ。

2点目として、個人の方が設置をしていますスケボーパークのそばに設置をすることで、既存の施設を初級コース、新しく建てる施設を中・上級コースとしまして、一団のまとまりとすることで、初心者から上級者までが楽しめる施設として活用ができるこ。

また、長南中学校にはその施設の中に放課後デイサービスの事業所も入っておりまして、その子供たちがグラウンドの北側のほうでフットサル、サッカーですね、こちらをやっていることや、週末に子供たちがキャッ

チボールや奥にあります遊具でも遊んでいることに考慮しまして、校舎側に設置をすることがそちらの事業、遊んでいる子供たちとの共存もできるのかなということで、そこが一番よい場所であろうということで今回の場所に設置をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉君。

○9番（板倉正勝君） ただいま非常にいい答弁をいただきました。

それにつきまして、常任委員会で現地調査行った後、議員の何名かの人から、野球ができないくて、これじゃ困るよねとか、駐車場の件とか、これじゃ駐車場もどうするんだよという話も聞きました。長南地区の人たちも、盆踊り大会もこの場所だとできなくなるという話をしている人がおりました。

そんな中で、私の考えといたしますと、あそこの場所じゃなくて、もう少し考えて、もう少し協議してやつたらよかつたんじやなかろうかなというのは、もう一点といたしまして、今フェンスも張っちゃいましたけれども、父兄の方、保護者の方が、自分のお子さんが楽しんでいるときにどこで見ているんだと。フェンスの周りで見ているのか、そういうことを考えたり、これから競技をするところで大会等を行ったときに、観客席でも設けるようなスペースでも取って、うまく造ればもう少し同じものを造ってもいい競技場になったんではないのかと。

何か中途半端な、この町はやっている。もう少しやるんであれば、私が賛成した話はちゃんとしたものを、皆さんのが来て楽しんで、やっぱり長南町をよく発信できるという目的で私は賛成した意見を言いましたが、事故等、プールの跡ではまずいだろうと私言ってすぐ変わったらよかつたんすけれども、もう少し協議をして、もう少しいいものができたんじゃないのかなと。あれで大会やったときに、観客席とか何か造るのにどんと造って考えるのか、この後のことですけれども伺いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野企画財政課長。

○企画財政課長（河野 勉君） 観客席の関係になりますけれども、確かに議員さんおっしゃるとおり周りに観客席らしいものは造って現在おりません。その中で、施設を造られました方とお話をすると中では、やはりスケートボードをやられている方というのが、結構今町内の方も徐々に増えているんですけども、町外の方、一日を通してスケートボードをやりに来る方が結構多いと。その中で、やはりせっかく来たのだからということで、ご自身で椅子、チア等を持ってきて、自分で設置をしてくつろぎながら、一日、自分のペースでスケートボードを楽しんでいる方が結構いますよというお話。

それからあとは、そこに長南ドライブインさんもあるんですけども、ドライブインさんの外のテラス席からすると、ちょうどお子さんたちを見るのにいい席になっていまして、商売的にいいますと、多分コーヒー1杯でも飲んでいただきながら、その場で子供たちを見ていられるといいのかなということをもあります。席を使っていてもいいよというお話も若干聞くんですけども、やはりドライブインのほうとしても、一日いられてはちょっと困りますというお話もあったので、どれぐらいのお客さんが長くいるかにもよるんですけども、今後、例えば椅子等の場所をフェンスの周りに設置がある程度できるといいのかなとはちょっと考えておるんですけども、それこそ今後、指定管理者に移行していきたいと町のほうでは考えておりますので、その中

でもっといい使い方ができるようなことを検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉君。

○9番（板倉正勝君） 今の答弁の中ありましたけれども、これからと言いますけれども、ああいう施設、競技場に関しては、ある程度先のことを見据えた中で造っていくのが一番正しいのかなと。今ああいう中途半端な場所に造って、それこそ観客席なんかどう造るのか、また、競技場もこれから大会が行えるようになったときに、そのときはどうするのか。何も考えてないでそこに造ったように私は考えますよ。

今、仮に個人でスケートボードの競技、ちょっと造ったやつがございますよね。それも幾らか老朽化で直すという話は聞きました。そういうところをもう少し、寄附してくれる方とか、そういう人たちともう少し協議を踏んで、場所をどこにして、これからこういうふうに広げていってもできる、本当にスケートパークをこれから本当に長南町で売って、子供さんたちをまたオリンピックでもどこでも上げて出していくというような考えであれば、やはりそういう点を考えてやっていただきたかった。ただ練習場的に造っただけというのは本当に意味があるのかなと。

どうせ長南町を売るんだったら、大会でも本当にできるぐらいの考えでもう少し予算組みをしていただきたかったと私は思います。コロナ交付金で予算が取れたかもしれません。あとは町のお金を出してでもいいから、そういう先を見据えた競技場をつくっていただければ、完全に認可になる競技場になったかも分かりません。だから、何か中途半端なことばっかり、俺やっているように思ってしようがないんですけれども、やるんだったら、だからちゃんとものをやってくださいと言ったつもりです。

そういう先を見据えたことを考えて、長南町がスケートパークの大会まで開けるような場所があるんだと、そういうふうにしてアピール性の高いものをやっていただきたかったんですけども、何かいまいち足らないようなことをしているように思ってならないんですけども、この後、教育課のほうに渡そうかと言っていますけれども、ああいうふうに完全にできちやったものを、周り今度どうやって考えていくのか伺いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

平野町長。

○町長（平野貞夫君） 今、中途半端な施設を造ったんじゃないかと、そういうお怒りのお話がありましたけれども、今回のこの施設については、先ほどおっしゃっていましたようにコロナ交付金を使って、交付金の中で何ができるかということで、交付金もある程度限度額がありますので、できれば町民の皆さんに還元させたいという思いも強い中で、できるだけ最少の経費で子供たちの健全育成、そして地域のにぎわいを取り戻すとそういう、前使っていた初心者用のスケートボードをさらに充実させて、より多くの人に楽しんでもらおうと、そういう思いで計画したわけであります。

先ほど言ったように経費的には制限がありますので、既存の施設をうまく活用するということで、プール跡地を使ったほうが安くできるのではないかと、そういうことでプール跡地を当初考えました。ところが、プール跡地を活用して設計をしたところ、結構な金額がいってしまうと。それだけの金額をかけるんであるんだったら、片隅に持っていくんじゃなくて、グラウンドのほうに持っていったらどうかと、そういうようなお話も

いただきましたので、そのような考え方で設計をしたのが今回、それなりにきちんとしたスケートボードパークができたというふうに事務方では思っています。

計画性がないんじゃないかなというお話をしたけれども、当然駐車場の問題、また見学者の皆さんのお廣場、そういうものも踏まえた中での規模になったということでありまして、全く何の計画性もなくやっているわけじゃなくて、しっかりとした先を見てやっているつもりでいます。

あのくらいの施設であれば、中途半端といえば中途半端になるし、それなりの立派な施設だといえば立派な施設だというふうに思っています。これは活用の仕方だというふうに思っていますので、フェンスをずっと張り巡らせて、保護者の皆さんがどこで子供たちを見たらいいかと。スケートボードパーク内に入りますと危険性もあるということで、フェンスを張らせていただきました。ですので、フェンスの外から子供たちを見守つてもらうと、そういうことだろうというふうに思っています。

ですので、全く町として中途半端な施設を造ったという思いは今はしていません。かなりの反響もあります。長南町のスケートパーク、皆さん期待をして来ていただいているので、にぎわいが戻っていますので、町としてはそれなりの施設が、身の丈に合った施設ができたというふうに思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉君。

○9番（板倉正勝君） ただいま町長が身の丈に合ったものができたと伺いましたけれども、場所を、どうせ野球はできない、長南地区で盆踊り大会とか、そこまでできないので、あのグラウンドをスケートパークの一つとして利用できるように考えたほうは私はよかったですんじやないのかと。

今でいえば、最初の説明で日没までという話をしておりましたよね。だけれども、これが本当にもつとにぎわってくれば、夜だってやりたいという人、仮に出てきたことを考えれば、ナイター施設だって造らなきやいけないとか、そういうことを先のこと考えると、あそこの場所で果たしてよかったです。大会をやるにしても、大会がどんどんできればもっと出入り人口増えてきますよね。そういうところを見据えた中で、私は言ったと思いますが、やるんだったらちゃんときっちりとしたものをやってくださいよと。だから、中途半端に何か物事やっているって私は言いますけれども、どうせやるんだったら、あそこの小学校のグラウンドを目いっぱい使えるように、この先スケートパークでどれだけまた練習に来たり、大会ができたりと、そういう状況をうまく長南町でつくっていけばもっと盛んに人は入ってくると。

町長も、思ったよりも来てくれる人が多いという話をしましたよね。それをもっと拡大して、長南町にスケートボードパークができるすごいよと。そこでもう大会もできる。そうとなったら今度は駐車場の問題も出できますよね。あらゆる問題で、やっぱり盛んにするんだったら、そのぐらいの考えを持っていただいて、私はやっていただきたかったなという思いが強いですよ。

やるんじやなくてね、やめろということは私は言いませんでしたから、私一番賛成しましたよ。賛成したからには、どうせやるんならこれだけやってくれという思いで私は言ったつもりです。ただ予算が云々って言っているけれども、だけれども本当にやるんであれば、予算をつぎ込んで、観客席まで次ここまで広げてやるんだよと。今、早ければ入場者数を見たりとか、そういうところで考えて、やっぱり先のことも考えていただかないとい、中途半端にやっちゃんこと、じゃ、先どうするんだよと。場所取りをどっちに持ってくるんだよと。

だから本当は、着工する前にもう少し協議をしていただきて、その辺のことまで考えてやってくれれば、もう少し同じものを造っても、意思で大分変わってきたんじゃないのかなと。もう造っちゃったんだから、壊してまたそのぼこっと脇に寄せるわけもいかないんだから、その位置はかなり重要なものだったんじゃないのかということで、企画財政課長はあまり先のことまで考えているようなことはないから、町長がどういうふうにまたその先のことを考えているのか、できればそれで答弁をお願いします。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

平野町長。

○町長（平野貞夫君）　このスケートボードというのは、まだ長南町にはなじみがありません。たまたま小学校の中にぜひスケートボードパークを造りたいという人がいて、スケートボード人口を少しでも増やしたいという思いの中で個人的に造ってもらったものです。

ですので、先ほど板倉議員が、もっともっと大きなものを造って大々的に売ったらどうかというお話をしましたけれども、まだなじみのないスポーツですから、一気に大きなものを造っていくよりも、まずはスケートボードになじんでもらう人を多くつくる。そういった人たちがたくさん出てきた中で、次のステップとしてさらにその上を目指していく、そういう段階的な整備が必要なのではないのかなというふうに思っています。

ですので、今は取りあえずあれだけの施設、なかなか普通の競技にも使えるという話を聞いていますので、それなりの施設なんですね。ですので、そこでしっかりスケートボード人口を増やす。できるだけ多くの町内の子供たち、大人もそうですけれども、あそこを利用してもらう。スケートボード人口を増やして、その上でさらに規模を大きくする必要があるんであれば、その時点でしっかり計画をしていけばいいのかなというふうに思っています。ですので、今はその施設でやっていくと。

ただ、夜間照明器具とか何とかという話もありましたけれども、町なかでありますので、夜の利用はいろいろと環境を調査してみないと何とも言えませんけれども、いずれにいたしましても、小学校がある、そして小学校の中にいろんな企業が入っていますし、また青少年の健全育成のためのそういう活用をしているグループもあります。そういったグループとの相乗効果が出ればいいのかなと、そういうことであそこにしているわけでありまして、もちろん駐車場の問題についても考えています。駐車場の確保については、現状は大変混雑して危険性を増すようであれば、すぐにでも駐車場の確保に向けて動くつもりで今準備をしています。

以上です。

○議長（松野唱平君）　9番、板倉君。

○9番（板倉正勝君）　町長ももう少し先のことを考えていただきたいと思いますよ。これはそれこそ町長が宿中をもう少しにぎわせたいという考えがありましたよね。それがこのスケートボードパークがあそこにできて、逆にあれが中心となつて宿中がにぎわう可能性が大じやないですかね。だから、それだったらスケートボードパークをもう少し大々的に私はやつた考えのほういいのかなと。

今まで宿中がどこも寂れてきてにぎわいも何もなくなつたけれども、これから時代は長南小学校の跡地で、あそこスケートボードパークができる、他市町村からも他県からも来るというような形になれば、宿中はもつとまたにぎわいがかなり戻つてくると思いますよ。

考え方を変えていけば、あそこに建物を建てた云々よりも、私はスケートパークをよりもっと広げた形

で宿中にぎわせると、この発想はスケートパークはかなりいい発想だと思いますよ。だから私は賛成して、やるんだったら大々的にやってくれと言ったんですよ。やるんだったら、次からもう試合でも大会でもでき、他町村からでも何でも来てやってくれて、夜やりたいというのが今度出てくる可能性が大だと思うんですよ。それでも、ナイター設備やって、地区周りの人とか、うるさいだ云々と言う人も少ないと思いますよ。そうすれば宿中にぎわい俺完全に戻ってくるなど。そういうふうに考えていけば、多少あそこにお金を突っ込んでも私はいいと思いますけれどもね。

私は、これは絶対駄目だという反対意見じゃないですよ。やるんだったらもっとどんどんとやってくれと。これはいいチャンスだと思いますよ。よそからの交流がどんどん入ってきて、ましてや本当にあそこ大会でもできるといつたらかなりいいもので、やっぱりそういうことを考えて造っていただければ私はよかったです。だから場所ももう少し、周りがこうやって拡大でも何もできるようなふうに設置してくれればよかったです。そこは、私は少しがっかりしているから今質問させていただいているんですけども、長南町の宿中にぎわいも戻すというのも一つの点でプラスになるんじゃないかなと私は思いますよ。

だけれども、スケートパークはこれでいい悪いものじゃないと思うんですよ。やるんだったらもっと宣伝して、次の補正予算でも、プールのところからこうやってやるのにまた補正、補正ってやってくるけれども、もっとでんした予算を組んで、いい設計を本当にして、スケートパークを本当に、県でも長南町に行けば大会もできるすごいスケートパークだよと、もうそうすればかなりの売り物になったんじゃないかなと。宿中にぎわいもかなり戻ってきたんじゃないのかと。ほかのことを考えないで、本当にスケートボードパークで私は宿中を盛り上げるというのは、俺一番いい考えだと思うんですけどもね。町長、それについて答弁をお願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

平野町長。

○町長（平野貞夫君） 板倉議員のおっしゃることはよく分かりました。

ただ、今回の町の設置したスケートボードパークは、基本的には既存のスケートボード、初心者用のスケートボードをさらに拡大して多くの町民の皆さんに使ってもらうと、それが大きな目的なんですね。ですから、大きな大会を目指して施設を造ろうという考えは初めからありませんでした。

もし板倉議員がおっしゃっているように、これを町の一大施設として、町外からいろんな関係者を呼び込むと、そういったような計画を初めから持つていれば、それこそ臨時交付金を使うことなく、何年かかけてしっかりと議論を重ねて、計画性を持って造っていかなきやいけない。それには四、五年はかかります。そうじやなくて、もう既にあるものを有効活用してスポーツ振興をしていこうと、図っていこうと、そういったような考え方から臨時交付金で使える範囲で整備しようと、そういったことで始めたわけですので、ちょっと視点が違っています。

ですので、板倉議員の言っていることはよく分かります。もし板倉議員の形のものにするんであれば、しっかりと二、三年かけて議論をして、計画性を持って五、六年後に施設整備と、そういう話になるんですけども、ただ少しでも早くスケートボードを知ってもらいたい、慣れてもらいたい、浸透してもらいたいという、そういう思いから早めにああいう施設を造ったと。

今の施設、先ほども申し上げましたけれども、今の施設は十分ある程度のスケートボードをやる方の、初心者、中級者、あるいは上級者でも行えるような施設というふうに聞いていますので、もうこれで十分かなというふうに思っています。ですので、先ほども言ったように、もっともっと大きな視点に立つんであれば、しっかりした議論の中で計画性を持って今後検討していくことになります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉君。

○9番（板倉正勝君） 今、町長が言っていることは、交付金内でこれだけの施設を造って、町民の子供さんたちが楽しんでやっていただければという最初の考えだったということであったというのはよく分かるんですよ、それは。最初はあれだけの初級、中級というところまでの段階のものがでけて、市原市にある施設よりもいいと。ある程度の、この辺にはちょっとないような施設を造ったわけですよね。

そこまでできたんだから、先のことを考えたとき、今の交付金内でやったと言えば、場所をだからもう少しずらして、もう少し周りにまた拡張でもできる、大会イベントでもできるように、そういうふうになったときはということを考えると、あそこの場所は俺はどうだったのかなという考えなんですよ、周りがね。場所をつくて予算で最初突発的に、交付金がちょうどあるから、その交付金内でどのぐらいのものができるのかと。その後に補正か何かで追加で出たのは、あれも交付金だったかちょっと分からないですけれども、そうするとまた次の補正なんかあるから、その後の問題にしますけれども、それをやるんだから位置を少しずらして、もう少し有効な土地利用ができなかつたのかなと、先のことをまた考えてやります。

町長の言っていることは分かりますけれども、ただ位置がもう少しずれていれば、観客席造っても、もう少し広げるということもできるけれども、あれだと片方しか今のところ延ばせないんじやないか。それじゃなければ、入った玄関のすぐ手前辺りのものをみんな撤去して、また変えていくという考えになると思うんですけども、そういうところでもう少し位置的に考えたのかなというので質問したんです。

だから、ある程度これがにぎわいがどんどん使用者も増えてくれば、また先のことを考えていかなきやいけないと。だからあんたもそこでいいからといって、設置しちゃったというのがどんなものかという話でありましたけれども、それについて、そのときはまた変えていくと言えばそれでいいと思いますけれども、だからやるんだから本当はもう少し先を見据えてやっていただければよかつたなということで、1件目のスケートパークについては終わりにしたいと思います。

それで、続きまして行政一般について、補正予算についてに入りますけれども、今スケートパークのこともありますけれども、コロナ交付金を使って予算化して最初はやりましたけれども、その後もまたグラウンドも入れたりなんかして何百万か追加補正とありましたけれども、何かこの頃補正、補正で、コロナ交付金で出る補正はかなりやっていますけれども、ほかの補正でも何か補正予算というのが大分増えてきているなど。もう少し計画性を持って予算を組んでいただければなど。交付金が急にコロナ交付金で来たから、これを使うのに補正でとやる件もあると思いますけれども、もう少し執行部の皆さんも補正というのではなくべく少なめにして、予算をきちっと立てていただきたいなという話で、それについて答弁ができればお願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

河野企画財政課長。

○企画財政課長（河野 勉君） 予算の計上につきましては、町の第5次総合計画に基づきまして、実施計画として計画に掲げられている内容を当初予算のほうに計上しまして、災害等で緊急に発生した事業ですか、今回のこのスケートパーク設置がこれに当たりますけれども、国の事業でありますコロナ交付金を活用した事業につきましては、交付金の利用目的ですか実施の期間に鑑みまして、国からの交付金を有効的に活用するために、年度計画には計上されていない事業を補正予算として実施をしてございます。

特にこのコロナ交付金の活用の際は、令和2年度からになりますけれども、議会の全員協議会でも幾度となく説明をさせていただくなど、国・県の政策的な事業で早急に行わなければならない事業については補正予算として計上のほうをさせていただいております。

また、町の政策的に既定の予算に追加変更をすることで住民の利益に供することができると判断できる事業につきましても、次年度を待たずに補正予算として計上しているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉君。

○9番（板倉正勝君） 今、答弁いただいてありがとうございます。

それこそ補正は災害時だとか何かで緊急を要するものについては、これやっちゃってから補正を起こすのはしようがないと思いますよ。そういうものについては、ある程度は予算組んでいただいてやっていただければなと。何か補正、補正というのが大分毎回出てくるような感じをしまして、そういうことについて、私は何でも足りなくなれば補正で組めばいいというような考えが多いのかなと思って質問させていただきましたけれども、前でありますと災害時だとか何かで復旧工事にしたもの、緊急を要するものに対してやっちゃった後に補正ということは、もう終わったことだからしようがないなと思いましたけれども、今ちょっと補正も大分変わってきているとのことは認識はしておりますけれども、ある程度もう少ししっかりと予算編成で、やるときにはきちんと、そんな補正、補正というのを、同じものに対してあまり補正というのを使わないでいただきたいなということで、分かりました。

次に、時間があと23分あるので、職員の対応についてです。

今回、私も選挙で歩いていたら町民の方から、今役場の職員の対応がよくないな、どうなっているんだということで大分言われまして、これについてどう指導しているのか伺いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 職員の関係ですけれども、職員は全体の奉仕者でありまして、信頼される行動する職員を目標としておるところでございます。そのためには、町民に寄り添う姿勢、行政のプロとしての自覚、広い視野で迅速かつ柔軟に対応する力、モチベーションを高める職場としての組織づくりとして研修を様々取り入れながら、住民サービスに対応できるよう努めているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉君。

○9番（板倉正勝君） ただいまの答弁は、普通にきちっとした答弁の仕方だと思いますけれども、町民に接する対応の件で、私が思うには、割とはっきり分からぬ職員も、担当課替わりたてでよく分からなくて対応が

悪いというのも考えられるところがあると思うんですよ。だからそういう点で、次に職員の人事についてと出してあるんですけれども、職員の対応についてと次の人事について、一緒になっちゃうかもしれませんけれども、職員で新規に、ある程度、課長さんは替わらないと思う。だけれども下の若い人たちが替わるというのが結構このところ見受けられるというのもございまして、今まで替わったときに、引継ぎとか何かをきちっとやっているのかなというのは私ひとつ思うんですけれども、私も関わっているところでは、職員が替わって、どうなっているのか分からないと。引継ぎも何かされていないような話も聞きましたので、1つの課でそういうことを聞きますと、ほかの課でどうなのかなと。ほかの課で人事異動がそんなになれば大丈夫だと思いますけれども、完全に替わっちゃっているところについては、異動前に引継ぎ等をきちんと課でみんなやっていののか伺いたいと思います。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求める。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君）　人事異動に伴いまして、職員が替わる、異動する際には、業務においては前任の職員と後任の職員で当然引継書なるものもありまして、書面で引継ぎを行ってもおります。

しかしながら、その書面だけで引継ぎが全てできるかということもありますので、業務の中で前任から後任への随時の対応を取らせていただきまして、必要とあらば前任に勤務時間内等で確認なりをしながら業務を進めているところでございますので、引継ぎはできていると考えております。

○議長（松野唱平君）　9番、板倉君。

○9番（板倉正勝君）　それは総務課長のお話で、そうしてくださいよという指示は出していると思いますけれども、しかしながら実際に書面にしても、新しく替わった人が行ったときに、こういうものはこれこれだよというものを引継ぎとして出しているかもしれませんけれども、もらったほうが目を通していなければ何の意味もございませんよね。どっちがいいだか悪いだか分かりませんよ。前任者は次へ渡すのに、引継ぎとしてちゃんとした文書を残しましたよと。だが、新しく来た人はそれをもらっていても、よく見て勉強もしないで受けちゃっていて分からないよという人も中にはいるのかなと。

言っていることはみんな分かりますよ。だけれども、そういうことがきちんとつなぐというか、それができていないから、職員の対応にても、分かる人が対応するには町民に分かりやすく話ができますよね。でも、よく分からない担当だと、来たばっかりの担当だと、ちょっと分からなくてぐちょぐちやるようなところが多いと思うんですけれども、手取り足取り教えてくれよということは言えるあれじゃございませんので、上のほうから、前任者から文書で取ったということであれば、じゃ、新しく来た人が全然やる気のない人だって見ても構わないということでいいんだよね、そちらもね。

町民の人はそう受けますよ、引継ぎはちゃんとされていますよと言えば。それが、新しく来た人が、おたくは本当に何も引継ぎもやっていない、あんた全然できない人だねとなっちゃうと思うんですよね。だから、ある程度は引継ぎがきちんとできたのができないのか、誰かそういうのを確認できる人がいれば多少はそういうこともなくなるんじゃないのかなと私は思うんですけども、いかがなもんでしょうかね。そういうことをできる課長さんもいるだろうし、できない課長さんもいると思いますけれども、課長さんじゃない、その後に補佐の人たちもいると思いますので、誰がそういうところを課で見ているのか。上の人にはそうやって話をして

分かっているとは思いますけれども、そういうところをもう少しあく伝えていけるようにしていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

平野町長。

○町長（平野貞夫君）　異動によって、新しい人の仕事が、早く覚えると、これが一番大事なことなんですねけれども、住民サービスは職員一人一人が対応することになりますけれども、本来は組織ぐるみで対応していくべきだというふうに思っていまして、ですので新人が来て、まだ課の内容をしっかり把握していないようであれば、その部署の人間が対応する、あるいは指導すると、そういったことが必要になると。ですので、必ず異動に伴ってそういう問題は出てきますので、内部研修というものをしっかりやらせていただいて、その部内の仕事は部内の全員がある程度の知識を持って対応していくと、そういった方法を今まで取っておりますし、これからもそれは徹底していきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君）　9番、板倉君。

○9番（板倉正勝君）　ありがとうございました。それについてはそういうふうに指導していただければと思います。

それと、前回、選挙のときだったんですけども、総務課で供託金の返金のときに行ったら、文面がちょっと間違っているところがございまして、私見たら何か法務局からも何通かこういう誤りがあるよということです、差し替えてくれと私が行ったときは言われたんですけども、そういったところで、新しい担当者が1人で一生懸命黙々とやっているのはよく分かるんですよ。その中で1人誰か目を通して、ここ違っているじゃないのかというぐらいの余裕があって、できればそういった、個人的に私なんかが言ったのが間違っていたというのをそれでいいんだけれども、法務局まで行って、法務局の人から指摘をされるというようなことを、分からぬでずっと何名かのやつをやっていたらしいんですよ。

だから、そういうこともやれば少し恥ずかしい話になっちゃうんだから、上の選管のほうで誰か1人目を通してちょっと見たら、これちょっとここ違っているんじゃないのと、それぐらいの指示ができる余裕がないということは、今幾ら、きれいなことを答弁してくれていますけれども、やっぱりそこに落ちが結構あるんじゃないかなというのを私は痛切に思った次第です。これは次またないようにしてくれればいいだけの話でありますけれどもね。

時間がもう11分ぐらいになりましたので、この辺でやめたいと思いますので、最後の職員人事についてでありますけれども、庁舎の中でも職員人事について、お茶飲み人事だって庁舎の中から私耳にしていることがありますけれども、そういうことはないよと思ってはいるんですけども、何かそういう話が大分聞こえます、私には。人事でもうおかしいんじゃないかなと私思っているところがあるんですよ。

庁舎の中でですよ、お茶飲み人事だって言っている声が聞こえるんですよ。だから、そういうことも出てもおかしくないんじゃないかなと私は思うんですけども、それについて総務課長、できますか、話、答弁。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

平野町長。

○町長（平野貞夫君） 人事はなかなか、行っても10人中10人が満足するということはありません。人事やるほうもいろんな情報を収集しながら、それぞれの職員の立場、置かれている環境を総合的に勘案して、そしてその能力等を勘案しながら適材を適所に配置しています。

その情報収集に当たって、いろんな場面で行っていくわけでありまして、必ず不満を持つ人も多い。満足する人もいるかもしれません、不満のほうが多くなる。これは人事の宿命なんですね。人事担当のほうを非難されるというのはもう宿命なんですね。だから人事、本当はやりたくないんだけれども、でもこれは職務だからやっていくと。

人事は、じゃ、必要ないんじゃないかと言われるとそうでもない。やはりこの限られた人数の中でこの長南町行政を担っていくというふうになれば、偏ることなく満遍なく皆さんに庁内の業務を理解してもらわなくちゃいけないと。そういう意味で人事異動というのは必要であるし、また、職場のマンネリ化を防ぐための活性化という意味でも必要になってくる。

ですので、いろんなことを言われるかもしれませんけれども、板倉議員にはそういう言動に惑わされずに、当局はしっかりやっているというふうに理解していただければありがたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉君。

○9番（板倉正勝君） 町長、正論を言っていただけましてありがとうございます。

それこそ本当に、部署で替わるというんであれば2人とか、その担当の2人がきれいに替わっちゃっているのもたまに見受けられますので、1人はある程度経験者、1人は新しいというような形で、やっぱり経験者は1人ぐらい残しておいてくれて、そこで人事やっておけば、引継ぎのことがあまりないと思うんですよ。1人残っている人が、これこうだぞと教えればそれで済んじやいますよ、分からぬこと。

だけれども、担当が2人とも消えちゃって、異動しちゃって、新しいまた2人がほかの課から、いろいろな課から来た人がで、2人来るんだから、それに早ければ申し送りするというのが、そこが難しいと思うんですよ。それだったら1人残しておいて、一緒にいて、これどうなっているんですかねと聞けば、そこで話がすぐできて、引継ぎもなくてもいいのかなと。そういう人事を私はお願いしまして、早急にできるかできないかで答弁お願いしたいんです。あと6分ぐらいしかなくなりましたので、よろしくお願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

平野町長。

○町長（平野貞夫君） 人事の基本的な考え方は、今板倉議員がおっしゃったとおりなんです。できるだけ2人いれば1人残している。ただ、全体人事の中でどうしても2人異動せざるを得ない場合も出てきます。そうした場合はどうした方法を取っているかというと、過去にそこに経験のある職員を充てるようにしています。何らかの形で後の事務処理に支障のないような取組はしていますけれども、あとは職員のやる気の問題で、しっかりとその職務内容を理解して、研さんを積んで執行に問題がないようにしてくれる態度をこれからは養って、姿勢を養っていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉君。

○9番（板倉正勝君） ありがとうございました。

それこそ町長、適材適所である程度やむを得ないときは動かすということを聞きましたけれども、それとある程度経験者をまた持ってくると言いましたけれども、今の時代あまり、前使ったからといって大分変わっていると思うんですよね。前、事業系いたからといつても、あんた事業系いたからまたそこ行つても大丈夫だつべといつても、今、書類にしても何にしても大分変わつてきているから、三、四年ぐらい前にいたという人だったらある程度分かるでしょうけれども、10年以上たつている人が来ても、それをまたやつたら大分私が来ているときと全然違うなと。今までは手書きだったものがコンピューターになってきて、やつしたことと一緒にだと思うんですよ。こんなに違つているんだねというところもあると思いますので、適材適所の人材をある程度人選して人事を行つてくれれば、多少間違ひ等も減つてくるのではないかと思いますので、よろしくそこをお願いして終わりにしたいと思います。

これで一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで9番、板倉君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日8日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。ご苦労さまでございました。

（午後 1時57分）